

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 大日山荘

入 所 契 約 書

社会福祉法人寿敬会



_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人 寿敬会（以下「事業者」という。）は、契約者が特別養護老人ホーム大日山荘（以下「ホーム」という。）における居室及び共用施設等を使用し、生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（入所の判定に係る書類の提出について）

事業所側は責任をもって入所予定者の健康管理や介護を行う上で、事業所で対応できる健康状態であるかの確認を行います。また、感染症の有無を確認し、他の入所者の健康に影響を及ぼすことが無いかの確認を行うため、健康診断書（病歴・血液検査・尿検査・レントゲン・服薬内容・感染症の有無等）の提出が必要となります。

また、上記健康診断とは別に新型コロナウイルス感染症PCR検査については入所日より起算して7日前以降に実施し、PCR検査証明書を提出していただきます。

健康診断書の作成（PCR検査に係る費用を含む）については契約者にて負担頂くものとします。

（契約の目的）

第 1 条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第5条及び第6条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む）（以下「施設サービス計画」という。）は、別紙『（サービス利用書）』に定めるとおりとします。
- 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（身元引受人）

第 2 条 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。

- 2 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業者が合理的な事情であると判断した場

合に限り、期限を延期することがあります。

- 4 事業者は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、事業者の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業者が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業者は法的手段等により解決を図るものとします。

(身元引受人の責務)

- 第 3 条 1 医療機関への通院や入院の際の移送・付き添い・手続き
2 契約者の理解や意思表示が困難な場合の、契約者代理人としての責務
3 他の親族への必要な連絡
4 契約終了時の身柄や私物の引取り
5 前各項の他、利用者の身上に関する必要な措置

(施設サービス計画の決定・変更)

- 第 4 条 介護福祉施設サービスの開始日は、原則として契約書をとりかわした時点をもつて開始日とする。ただし、契約前に入所された場合は入所日をもって、サービス開始日とする。
2 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
3 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、文書により同意を得た上で決定します。
4 事業者は、要介護認定有効期間中に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
5 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険の基準サービス)

- 第 5 条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険の基準外サービス)

- 第 6 条 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。
- 一 契約者が選定する特別な食事の提供
 - 二 契約者に対する理美容サービス
 - 三 別に定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - 四 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供又はレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、契約者の希望による送迎等サービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前 2 項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第 1 項及び第 2 項に定める各種のサービスの提供について、利用料金等を重要事項説明書に記載すると共に、契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(サービス利用料金の支払い)

- 第 7 条 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第 5 条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の 1 割または 2 割、3 割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。
- 平成 27 年 8 月施行(介護保険負担割合証に応じての利用料金の支払い)。
- 但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- 3 第 6 条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 5 前 4 項に定めるサービス利用料金は 1 か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月 20 日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 6 1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第 8 条 前条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものと

します。

- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（事業者及びサービス従事者の義務）

- 第 9 条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 5 事業者は、契約者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

- 第10条 事業者、サービス従事者又は従業員は、在職中はもちろん退職後も、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に限り、契約者に関する情報を提供できるものとします。

（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 第11条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる

場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 契約者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

5 入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- 一. 危険物（爆発物、刃物、毒物当他の入居者との生活に支障をきたすと判断されるもの）
- 二. 火災の恐れがあるもの（マッチ、ライター、カセットコンロ、可燃物等）
- 三. その他、共同生活の場として、事業所で危険があると判断した物やペット等

（損害賠償責任）

第12条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失、不法行為があったことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第13条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない、或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者または身元引受人又は連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者または身元引受人又は連帯保証人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者または身元引受人又は連帯保証人が、事業者もしくはサービス從

事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

(契約の終了事由)

第15条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が、自立又は要支援と判定された場合
但し、契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、
本号は、平成21年3月31日までは適用されません。
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由に
よりホームを閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な既存により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 ホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第14条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(契約者からの中途解約等)

第16条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

- 2 契約者は、第15条の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第17条の規定は、本条に準用されます。

(契約者からの契約解除)

第17条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業所は、契約者または身元引受人ないしはご家族(内縁関係等を含む)が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。また、以下のいずれかに該当し、その事案が特に重大であると事業所が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。

- 一 契約者またはその身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者またはその身元引受人による、第7条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者またはその身元引受人ないしはご家族(内縁関係等を含む)が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業所の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、または、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、不法行為その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または利用者が“重大な自傷行為を繰り返すなど”本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 五 契約者が、1ヶ月以内に退院が見込まれない場合
- 六 契約者が契約期間中に著しい背信行為を行い、契約を継続することが困難となった場合
- 七 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(契約の終了に伴う援助)

第19条 本契約が終了し、契約者がホームを退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必

要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- 一 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 二 居宅介護支援事業者の紹介
- 三 その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

(契約者の入院に係る取り扱い)

第20条 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入所できるものとします。但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

- 2 契約者が病院又は診療所に入院した後6日以内に退院した場合は、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。但し、入院期間が6日を超える場合には、契約者は所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

(居室の明け渡し及び精算)

第21条 契約者は、第14条から第18条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第19条に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
- 4 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第7条第6項を準用します。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、極度額（多床室155万円、個室158万円）を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

(残置物の引取等)

第23条 契約者は、本契約が終了した後、契約者の残置物（高価品を除く）がある場合に備えて、その残置物の引き取り人（以下「身元引受人又は連帯保証人」という。）を定めることができます。

2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、身元引受人又は連帯保証人にその旨連絡するものとします。

3 身元引受人又は連帯保証人は、前項の連絡を受けた後一月以内に残置物を引き取るものとします。

但し、身元引受人又は連帯保証人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

4 一月を経過してもその引取りが無い場合には、事業者側で残置物の処分が出来るものとし、処分に要した費用については、身元引受人又は連帯保証人に請求させていただき、その支払いを行っていただきます。

尚、その際の処分費用については、契約書添付の「処分料金一覧表」より算出させていただきます。

(一時外泊)

第24条 契約者は、事業者の同意を得た上で、希望の期間外泊することができるものとします。この場合、契約者は必ず事前に外泊希望を事業者に届け出るものとします。

2 前項に定める外泊期間中において、契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

(苦情処理)

第25条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第26条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は民法、介護保険法、老人福祉法および関係法令の定めるところに従い、契約者、身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者（利用者）、身元引受人又は連帯保証人、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム大日山荘への入所に際し、入所者に対して「入所契約書」・「重要事項説明書」に基づいてその内容を説明しました。

ここに本契約を締結します。

事業者 住 所 和歌山市平尾2番地1
事業者名 社会福祉法人 寿敬会
代表者氏名 理事長 中谷 剛 ㊞

私は、特別養護老人ホーム大日山荘への入所にあたり、「入所契約書」・「重要事項説明書」に基づいて、その内容の説明を受けました。

ここに身元引受人と連帯して本契約を締結します。

契約者（利用者） 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞

私は、本人の意思を確認し本人の代わりに上記署名を行いました。

署名代行者 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞
(契約者との関係)

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞
(契約者との関係)

連帯保証人 住 所 _____
氏 名 _____ ㊞
(契約者との関係)